

# 総務教育常任委員会資料

(平成26年2月21日)

## [件名]

- 1 鳥取県地域防災計画の修正検討の概要について  
(危機管理政策課) … 1
- 2 平成25年度図上訓練(天神川豪雨)の実施について  
(危機対策・情報課) … 5
- 3 「平成25年度徳島県国民保護図上訓練」に連携した「鳥取県  
広域支援本部会議訓練」の実施について  
(危機対策・情報課) … 7
- 4 「中国における鳥インフルエンザA(H7N9)連絡会議」及び  
「鳥取県新型インフルエンザ等対策訓練」について  
(危機対策・情報課) … 8
- 5 平成25年度原子力防災連絡会議について  
(原子力安全対策課) … 9
- 6 第10回原子力防災専門家会議について  
(原子力安全対策課) … 10
- 7 島根原子力発電所2号機の新規制基準適合審査等の状況について  
(原子力安全対策課) … 11
- 8 鳥取県地域防災計画(原子力災害対策編)及び鳥取県広域住民  
避難計画の修正検討の概要について (原子力安全対策課) … 14

危機管理局

# 鳥取県地域防災計画の修正検討の概要について

平成 26 年 2 月 21 日

危機管理政策課

東日本大震災の教訓等を踏まえた災害対策基本法の改正及び防災基本計画の修正、本県における近年の災害対応の教訓等を踏まえ、鳥取県地域防災計画の修正検討を進めています。

## 1 背景

平成 25 年 3 月に開催した鳥取県防災会議において、津波災害対策編の新設独立や原子力災害対策編の全面改定など、平成 23 年に発生した東日本大震災の教訓等を踏まえた鳥取県地域防災計画の修正を行った。

国においては東日本大震災を踏まえた災害対策法制の見直しを継続して行っており、昨年度に引き続き昨年 6 月に災害対策基本法が改正され、本年 1 月には中央防災会議において防災基本計画の修正が行われた。

また、昨年 7 月から 9 月にかけては全国各地で特別警報級の局地的な集中豪雨が多数発生するなど、全国的に多くの被害が発生し、本県においても 7 月から 8 月にかけて局地的な集中豪雨が発生した。本県では、この災害対応について検証し、「平成 25 年 7 月から 8 月にかけて発生した局地的な集中豪雨に係る対応の検証結果について」として対策のポイントを取りまとめた。(気象業務法の改正により 8 月から「特別警報」が運用されている。)

原子力災害については、原子力災害対策指針が継続的に改定されている状況(平成 25 年 6 月、9 月)にあり、島根原子力発電所の事故に係る避難計画の整備等を進める。

## 2 鳥取県地域防災計画修正の検討概要

次の事項を鳥取県地域防災計画に反映、追加する。

### (1) 災害対策基本法の改正、防災基本計画の修正内容の反映

ア 避難行動要支援者名簿の作成等の避難行動要支援者対策が法的に位置付けられたこと

#### ①名簿の作成

・市町村は、市町村地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定め、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成し、定期的に更新すること。

#### ②支援実施体制の整備

・市町村は、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図ること。

【災害予防編 第 5 部 避難対策計画】

イ 指定緊急避難場所及び指定避難所が法律上区別され、市町村長がそれぞれ指定することとなったこと

#### ①各々の指定と周知

・市町村は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等から、その管理者の同意を得た上で、地域の人口、地形、災害に対する安全性等に応じ、災害の危険が切迫した緊急時において

安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図ること。

【災害予防編 第5部 避難対策計画】

ウ 罹災証明書の発行が法的に位置付けられたこと

①実施体制の整備

- ・災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、市町村は住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めること。

②担当者研修会等の実施

- ・県は、市町村に対し、住家被害の調査の担当者のための研修会の実施等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図ること。

【災害予防編 第11部 住宅対策計画】

エ 被災者台帳の作成が法的に位置付けられたこと

①台帳作成と情報提供

- ・市町村は、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳の作成を必要に応じて行い、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努め、県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供すること。

【災害応急対策編 第14部 被災者支援計画】

オ 新たに地区の住民等が地区防災計画を市町村防災会議に提案できることとなったこと

①住民等の防災活動に関する計画の作成等

- ・住民及び事業者は、地区の防災力の向上を図るために共同して防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難支援体制の構築等の自発的な防災活動の推進に努め、必要に応じて地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案するなど、市町村と連携した地区の防災活動に取り組むことを記載する。

【災害予防編 第1部 総則】

カ 他都道府県における広域一時滞在が必要となった場合の関西広域連合等への調整依頼

①県の調整

- ・県は、他の都道府県域における広域一時滞在の必要があると認めるときは、関西広域連合等に対し、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、広域一時滞在の協議先とすべき都道府県について調整を求めることができること。

②市町村の県への依頼

- ・被災市町村は、被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、県と協議の上、他の都道府県域における広域一時滞在の必要があると認めるときは、県に対し、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、他の都道府県に被災住民の受入れについて協議するよう求めることができること。

【災害応急対策編 第5部 避難対策計画】

キ 避難勧告の類型の一つとして屋内での待避等の安全確保措置が法律上設けられたこと

【災害予防編 第5部 避難対策計画】

- ク 市町村からの求めに応じて、避難勧告等の対象地域や判断時期等の助言を行うこと
- ・ 県、指定行政機関、指定地方行政機関は、市町村から求めがあった場合のみならず適宜適切に避難指示又は避難勧告の対象地域、判断時期について助言すること。

【災害応急対策編 第5部 避難対策計画】

- ケ 災害救助法の所管が厚生労働省から内閣府へ移管されたことに伴う連絡先等の変更

【災害応急対策編 第1部 総則】

## (2) 原子力災害対策指針の改定等に伴う修正

別途報告

## (3) 特別警報の運用に伴う県の配備体制や市町村への情報伝達

- ア 特別警報が運用されたこと

- ①特別警報発表時の県の配備体制を見直し、特別警報発表時には非常体制(1)とすること

【災害応急対策編 第2部 組織体制計画】

- イ 従来の警報及び注意報に加え、特別警報発表時の情報伝達

【災害応急対策編 第3部 情報通信広報計画】

## (4) 近年の災害対応を踏まえた災害対応の強化に伴う修正

- ア 平成25年7月から8月にかけて発生した局地的な集中豪雨に係る対応の検証

- ①分析、立案を専任する職員の配置

- ・ 市町村は、迅速、的確な災害対応を確保するため、降雨状況、土砂災害危険度等の災害情報の分析や状況に即した最適な対応方針案を検討立案する専任の職員を配置するよう努めること。

【災害予防編 第2部 組織体制計画】

- ②実効的な避難勧告発令基準の策定

- ・ 市町村は、避難勧告等の発令基準の策定に当たっては、土砂災害警戒情報、降雨量や河川の水位などの具体的かつ客観的な数値基準を用い、対象地域を細分化して、危険度が高い地域や場所などを明確にした実効性の高い判断基準を策定すること。

【災害予防編 第5部 避難対策計画】

- ③情報伝達の確実化

- ・ 県は、市町村への情報の伝達にあたっては、受信確認の実施等により確実に情報伝達を行うこと。

【災害応急対策計画 第5部 避難対策計画】

- イ 県、市町村及び防災関係機関の情報共有を図り、災害対策等の円滑な実施に資するため「鳥取県災害情報システム」を新規運用すること

【災害予防編 第2部 組織体制計画】

- ウ ヘリコプターの活用体制

- ・ ヘリコプターを保有する防災関係機関は、大規模災害等発生時には、県災害対策本部に設置される「ヘリコプター運用調整班」に関係職員を派遣し、効率的な防災活動を支援する

こと。

【災害予防編 第7部 交通・輸送計画】

#### エ 水防法改正

##### ①河川管理者の水防活動への協力

- ・河川管理者（国又は県）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に協力すること。

##### ②高齢者等利用施設等の避難措置計画の作成等

- ・浸水想定区域内の高齢者等利用施設、大規模工場等は、施設利用者等の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等を行うこと。

【風水害対策編 第1部 災害予防計画】

#### オ 災害対応のための新たな協定の締結

- ・避難所における特設公衆電話の設置、被災者支援のための士業団体との協定締結など

【災害応急対策編 第14部 被災者支援計画】

### 3 今後のスケジュール

2月下旬～3月中旬 パブリックコメントの実施

3月下旬 鳥取県防災会議の開催

## 平成25年度図上訓練（天神川豪雨）の実施について

平成26年2月21日

危機対策・情報課

平成25年度の図上訓練を、下記のとおり実施しました。

### 記

#### 1 目的

県の災害対応能力の向上を図るとともに、災害対応上の課題を明らかにして、地域防災計画の修正や災害対応に係る施策の反映に資する。

#### 2 経緯

平成25年は、全国的にみて山口県や島根県の集中豪雨や台風26号による伊豆大島の土砂災害など、風水害による大きな被害が発生するとともに、特別警報が新設された。このような状況を踏まえ、また、平成26年の出水期を見据えて、大雨豪雨災害を訓練項目に選定し、災害対策の対応や課題を明らかにし必要な対策を検討するため実施した。

#### 3 訓練実施日時

平成26年2月14日（金） 午前9時～午後3時

#### 4 訓練会場

<県庁会場> 県庁災害対策本部室（第2庁舎3階）及び第22会議室等（第2庁舎4階）

<中部会場> 中部総合事務所202会議室 ※ テレビ会議で連携

#### 5 実施内容

##### (1) 訓練想定

100年に一度の豪雨による天神川水系の洪水、約2万人規模の避難となる状況を想定

##### (2) 訓練の方式

###### ① ブラインド方式

プレイヤー（訓練実施者）に状況等を予め示すことなく、その場で付与するもの

###### ② 課題付与タイプ

状況が時間的に継続して流れ、時間に沿って状況が付与されるのではなく、第1状況、第2状況等と時間がスキップして状況が付与され、プレイヤーがその課題に対する対応力・判断力の向上を訓練するもの

##### (3) 参加機関等

<県関係機関> 県庁各部局（警察本部含む）、中部総合事務所、

※ 東部振興監は災害対策本部室で、西部総合事務所及び日野振興センターは、テレビ会議で参観

※ 県内市町村及び消防局は、衛星テレビを放映（最寄会場で参観も推奨）

<関係市町村等> 倉吉市、鳥取中部ふるさと広域連合消防局

<国の機関> 国土交通省中国地方整備局倉吉河川国道事務所、鳥取气象台、陸上自衛隊第8普通科連隊

(4) 訓練実施要領

段区分	時間	状況等	実施要領
前段	09:00～ 10:30	(全般状況説明) 第1状況(課題付与)	・第1、第2状況開始時に災害対策本部会議(次長等が参加)を開催し、状況及び課題を付与 →ブラインド方式
	10:30～ 12:00	第2状況(課題付与)	・その後、訓練実施部において課題に関する検討及び調整を実施 【検討内容等】 ①現状における対応 ②将来的に解決すべき問題点等 ③その検討の方向
後段	13:30～ 15:00	知事への対応方針協議 知事講評	・災害対策本部会議(知事、各部長等が参加)を開催し、前段において各訓練実施部が検討・調整した対応方針案等を、第1、第2状況ごとに知事協議

(5) 訓練評価

「災害発生時の中国5県相互応援協定」及び「鳥取県と徳島県との危機事象発生時相互応援協定」に基づき、島根県、岡山県及び徳島県から訓練評価員を招聘

6 成果(詳細は取りまとめ中)

訓練により、次のような成果を得ることができた。今後、参加機関による訓練の振り返りを開催して、更に整理し、県の施策に反映させていく。

(1) 全般

天神川水系の10.0年に一度の大雨洪水により中部総合事務所を含む市街地の大部分が2m以上水没する想定で、ブラインド方式、課題付与タイプの図上訓練を実施し、県の対応等を訓練し、県として災害対応能力の向上を図ることができた。

(2) 個別項目

- ・人命救助を最優先とするとともに、洪水等発生までの限られた時間内での災害時要援護者の移動やヘリ等限られた救助資源の中での孤立集落への対応等において「優先順位」を付けることが必要。
- ・大規模災害発生時には市町村が本来実施すべき業務であっても市町村の能力を超える場合には、県が幅広く支援する必要がある。
- ・県庁内の各部局が対応を検討する際に、縦割りとならずに各部局間で相互に調整することが重要(例として、避難先の検討に当たり、他部局の施設も考慮に入れて検討)
- ・中部総合事務所の水没に対するBCP(業務継続計画)の更なる具体化が必要。
- ・交通インフラの確保や通信の途絶に対する対応。
- ・学校で飼育している動物等を含めたはん濫区域内の家畜等への対応

## 「平成25年度徳島県国民保護図上訓練」に連携した 「鳥取県広域支援本部会議訓練」の実施について

平成26年2月21日  
危機対策・情報課

平成26年2月6日（木）13時から17時まで行われた「平成25年度徳島県国民保護図上訓練」に連動して鳥取県と徳島県との危機事象発生時相互応援協定（以下「協定」という。）に基づく徳島県知事からの鳥取県知事への応援要請（テレビ会議）に対処するため関係部局による「鳥取県広域支援本部会議訓練」を以下のとおり実施しました。

### 1 実施日時

平成26年2月6日（木）15時30分～15時55分  
（鳥取県知事と徳島県知事とのテレビ会議 15時45分～15時55分）

### 2 実施場所

鳥取県庁第二庁舎3階 災害対策本部室

### 3 訓練の特徴

平成23年11月、「協定」の全面見直しを行い、全国初のカウンターパートを盛り込んだ「協定」の締結後、初めての連携訓練として実施。

### 4 訓練の内容

〔徳島県訓練想定〕

とくしま国際音楽フェスティバルを開催中の「あすたむらんど徳島」において、テログループにより化学剤が散布され、多数の死傷者が発生する。

その後、逃走していた同一テログループが化学剤等を所持し、人質をとり、「板野町田園パーク」に立てこもる。

〔鳥取県訓練〕

#### (1) 徳島県からの事案発生報告と応援要請（図上訓練）

13時20分にあった徳島県からの協定に基づく要請により、徳島県で発生したテログループによる化学剤散布で負傷した重傷患者を搬送するため、鳥取県防災航空隊7名（パイロット2名、医師1名、看護師2名、救助隊員2名）を派遣した。

#### (2) 鳥取県広域支援本部会議の開催

テレビ会議前に、知事及び関係部局による「鳥取県広域支援本部会議」を開催し、徳島県に対する支援として何が出来るかを検討

- ・職員派遣
- ・医療対応
- ・水、食料等生活関連物資の供給等

15時45分から15時55分までの間、鳥取県知事と徳島県知事とのテレビ会議が開催され、徳島県知事から協定に基づき、必要がある場合の人的支援、物資資機材等の提供についての依頼があり、具体的な要請があり次第、鳥取県として支援することを回答。

### 5 その他

「協定」に基づき、徳島県に訓練評価員及び訓練統制員として危機管理局職員1名を派遣。



# 「中国における鳥インフルエンザA(H7N9)連絡会議」及び「鳥取県新型インフルエンザ等対策訓練」について

平成26年2月21日  
福祉保健部健康医療局健康政策課  
危機管理局危機対策・情報課

中国における鳥インフルエンザA(H7N9)連絡会議及び昨年4月の新型インフルエンザ等対策特別措置法施行後、同法第12条に基づくはじめての訓練として、鳥取県新型インフルエンザ等対策訓練を以下のとおり実施しました。

- 1 日時  
平成26年1月30日(木) 13:00~14:00
- 2 場所  
県災害対策本部室、各総合事務所等(テレビ会議で中継)
- 3 参集範囲  
知事、副知事、部局長、総合事務所長、東部振興監等(※市町村、防災機関へは衛星回線で配信)
- 4 概要
  - (1) 中国における鳥インフルエンザA(H7N9)連絡会議  
(目的) 鳥インフルエンザA(H7N9)の現在の状況について関係機関間における情報共有と状況把握を行う。
    - 患者発生状況
      - ・昨年3月に中国が鳥インフルエンザA(H7N9)ウイルスのヒト感染を公表して以降、同年8月の患者報告を最後に一旦収束していたが、同年10月以降患者発生が相次いで報告されている。10月以降の患者発生は102名(更新12 H26年1月28日時点)となる。
    - 現時点における評価と取組等
      - ・感染源は未確定。持続的なヒト-ヒト感染は認められていない。(国立感染症研究所リスク評価より)
      - ・指定感染症に位置づけられており、発生時には感染症法による手続きを行うこととなる。
      - ・県では各保健所に相談窓口を開設するなど対応を継続中。
  - (2) 鳥取県新型インフルエンザ等対策訓練  
(目的) 政府訓練(1/21実施)に関連した県独自訓練として、新型インフルエンザが海外発生したことを想定して、鳥取県新型インフルエンザ等対策本部会議を開催し、海外発生期における初動対応の確認を通じて、各部局の役割等に関する理解を深める。
    - 訓練進行
      - ・知事(対策本部長)挨拶
      - ・発生状況について
      - ・国の対応状況について
      - ・県の対応 ※県医師会 笠木常任理事からコメント
      - ・県民へのメッセージ
      - ・専門家のコメント(鳥大 景山教授)
      - ・知事総括

## (主な発言等)

- ・県医師会においても先日の国の訓練に併せて、日本医師会との連絡体制を確認したところ。できるだけ多くの医療機関が新型インフル発生時に対応できるよう協力したい。細かい運用については、発生時にそれぞれ県の担当課と協議し対応をとっていきたい。(県医師会 笠木常任理事)
- ・情報収集する際には、病原性の情報をできるだけ細かくとって頂きたい。(鳥大景山教授)
- ・今回は初動での対応で、正確な情報把握がひとつの大切なポイントとなる。今回は県内、国内発生ではない、水際などに限られているが、実際にコミュニティの中で発生すれば、事業所の閉鎖等を含め深刻な処理も求められることとなるため今一度手順の確認をお願いしたい。(知事)

## 平成25年度原子力防災連絡会議について

平成26年2月21日  
原子力安全対策課

福島第一原子力発電所で発生した原子力災害を踏まえ、島根原子力発電所に係る防災体制の見直しについて、島根県、鳥取県及び関係市が連携して検討する「平成25年度原子力防災連絡会議」（鳥取・島根両県及び6市主催）が開催されました。

- 1 開催日時  
平成26年2月7日（金）午後2時から3時40分まで
- 2 開催場所  
サンラポーむらくも（島根県松江市殿町369番地）
- 3 構成団体（各団体の防災担当部局長が参加）  
鳥取県、米子市、境港市  
島根県、松江市、出雲市、安来市、雲南市
- 4 会議結果の概要
  - (1) 新規規制基準適合性確認審査への対応について  
・島根県より、審査会合の傍聴や中国電力からの情報提供等により審査状況を把握するなどの対応を報告。  
⇒本県においては、島根県と同様の対応を行うこと及び中国電力に公民館単位等での説明会開催を依頼していることを報告。
  - (2) 地域防災計画（原子力災害対策編）の修正について  
・島根県より、国の防災基本計画及び原子力災害対策指針の修正に伴い、地域防災計画の修正を予定していることを報告。  
（主な修正点は、緊急事態区分〔EAL〕、運用上の介入レベル〔OIL〕の設定、緊急時モニタリング体制の見直し、安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備等）  
・2県6市の修正スケジュールを確認し、安来市・雲南市は5月、それ以外は年度内修正の予定。  
⇒本県より、島根県と同様の観点に加えて原子力防災訓練の結果なども踏まえ、地域防災計画及び広域住民避難計画を修正予定であることを報告。
  - (3) 原子力防災訓練の評価結果について  
・島根、鳥取両県の訓練評価結果をそれぞれ報告。
  - (4) 避難時間推計シミュレーション（ETE）について  
・島根県より、島根県と鳥取県の共同事業として委託により実施中の内容を説明。  
・まず、参考解析を行い渋滞影響や段階的避難のタイミングを把握。  
・現在、解析を実施中。結果については、まとまり次第速やかに公表する予定。  
⇒本県より、渋滞状況などは訓練で検証できないためシミュレーション結果を重視しており、広域住民避難計画に反映する予定と報告。
  - (5) 意見交換  
⇒本県より、住民広報について自治体はわかりやすい指示・事故情報の提供をする必要があるため、2県6市で共同のものを作成したいとの提案をしたところ、了承された。

### ○参考（原子力防災連絡会議）

2県6市は原子力防災対策を連携して実施するため、防災担当部局長による原子力防災連絡会議を福島第一原子力発電所事故後の平成23年5月から設置。

これまで、住民避難計画、地域防災計画を連携して作成している。

平成23年度に3回、平成24年度に3回開催し、今回で7回目の開催となる。

## 第10回原子力防災専門家会議について

平成26年2月21日  
原子力安全対策課

本年度第3回となる第10回原子力防災専門家会議を開催し、原子力規制委員会で開始された島根原発2号機に係る新規規制基準適合審査の状況について確認するとともに、原子力防災に関する施策等について技術的助言をいただきました。

- 1 開催日時 平成26年2月17日(月) 13:30~15:30
- 2 開催場所 鳥取県災害対策本部室(県庁第二庁舎3階)
- 3 出席者
  - (1) 原子力防災専門家会議委員

出欠	区分	専門分野	氏名	所属	役職	備考
○	会長	放射線計測・防護	占部 逸正	福山大学	教授	
○	委員	原子力工学	青山 卓史	(独)日本原子力研究開発機構	研究主席	
○	〃	放射線治療・放射線物理	内田 伸恵	鳥取県立中央病院	室長	
	〃	原子炉工学ほか	宇根崎博信	京都大学原子炉実験所	教授	
	〃	環境放射能	遠藤 暁	広島大学	教授	
	〃	線量評価(内部被ばく)	甲斐 倫明	大分県立看護科学大学	教授	
	〃	緊急被ばく医療	神谷 研二	広島大学緊急被ばく医療推進センター	センター長	
○	〃	放射能環境変動	藤川 陽子	京都大学原子炉実験所	准教授	

- (2) 知事、危機管理局長、原子力安全対策監
- (3) 米子市・境港市・三朝町・県関係課の職員
- (4) 中国電力職員

### 4 議題及び主な結果

#### (1) 島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性審査について

- 適合性申請内容について、従前からの変更点、安全審査の状況について中国電力から説明を受け、質疑応答を行いました。

<主な意見等>

- ・フィルタベントで希ガスの除去ができるのか。(→性質上滞留し低減する方向で検討中)
- ・原子力災害時に、放出源情報を確実に自治体に提供できる体制が必要である。
- ・審査内容について、県民にわかりやすい説明が必要である。
- ・放射性物質を漏らさない対策についても、しっかりとした説明が必要である。

- 島根2号機に係る専門家会議の当面の進め方として、適合性確保が適切になされていることの確認とともに、地域特性を踏まえた論点(汚染水対策、地震・津波対策、フィルタベント等のシビアアクシデント対策)について重点的に調査・検討を行うこととしました。

#### (2) 平成25年度原子力防災訓練の振り返りについて

防災訓練を振り返っての課題と対応について事務局から説明を行い、御意見をいただきました。

<主な意見等>

- ・昨年の反省点が反映された先進的な訓練であった。
- ・児童への対応を教育委員会等と連携して訓練要素に取り入れてみてはどうか。

#### (3) 県地域防災計画(原子力災害対策編)・広域住民避難計画の修正について

原子力災害対策指針等の改正、原子力防災訓練による検証結果、避難時間の推計等を踏まえた県地域防災計画(原子力災害対策編)、広域住民避難計画の修正案について事務局から説明を行い、御意見をいただきました。

<主な意見等>

- ・モニタリング体制について、国と県の連携、役割分担を明確にすること。
- ・避難手順等について住民にわかりやすく説明すること。

#### (4) その他(モニタリング結果、来年度のモニタリング計画等)

### 5 今後の予定

引き続き島根原子力発電所2号機に係る適合性審査の状況を注視しながら、安全審査の進捗、中国電力の対応状況等に応じて適宜開催し、適合性確保の確認と地域特性を踏まえた論点について調査・検討する予定です。

島根原子力発電所2号機の新規制基準適合審査等の状況について

平成26年2月21日  
原子力安全対策課

平成25年12月25日に原子力規制委員会に申請が行われた島根原子力発電所2号機新規制基準適合性審査については、1月28日に開催された審査会合において原子力規制委員会から主要な論点が示され、それに基づき審査が進められています。

引き続き、原子力規制委員会の審査状況を注視するとともに、適宜中国電力から審査状況等について説明を求めるなど、厳格な安全確保を求めています。

1 審査会合等の開催状況（島根原子力発電所2号機）

平成26年2月17日時点

区分	説明	回数	開催日
審査会合	原子力規制委員会委員等による適合性の審査	2回	1/16, 1/28
審査ヒアリング	審査会合前の原子力規制庁職員によるヒアリング	6回	1/8, 1/14, 1/30, 2/3 2/6(2回)
審査の進め方に係る意見交換	審査に関する原子力規制庁職員との事務的な打ち合わせ	3回	1/6, 1/21, 1/28

※沸騰水型(BWR)の審査に当たっては、合同ヒアリングが行われるなど、効率的な審査が心掛けられています。

2 主要な論点（島根原子力発電所2号機）

活断層・地震動評価、津波評価、フィルタベントの性能・運用方法など

※各項目については、別紙のとおり

(参考1) 沸騰水型(BWR)原発の主要な論点 項目数比較

原発名（電力会社名）	地盤・地震	火 山	津 波	プラント	計
島根2号（中国電力）	6	1	3	14	24
女川2号（東北電力）	8	1	2	15	26
柏崎刈羽6, 7号（東京電力）	9	—	1	17	27

(参考2) 原子力発電所の適合申請状況

平成26年2月17日時点

申請日	電力会社名	原子力発電所（立地道府県）			A	B	C	備考	
H25. 7. 8	北海道電力	P	泊原発1・2号機（北海道）				○	○A, B, Cは原子力規制庁のプラント審査チームの分担  ○プラント審査チームとは別に、地震・津波審査チームあり（全原発対象）	
			泊原発3号機（北海道）						○
	関西電力	P	高浜原発3・4号機（福井県）						○
			大飯原発3・4号機（福井県）			○			
H25. 7. 12	四国電力	P	伊方原発3号機（愛媛県）			○			
	九州電力	P	川内原発1・2号機（鹿児島県）				○		
			P	玄海原発3・4号機（佐賀県）			○		
H25. 9. 27	東京電力	B	柏崎刈羽原発6・7号機（新潟県）						○
H25. 12. 25	中国電力	B	島根原発2号機（島根県）					○	
H25. 12. 27	東北電力	B	女川原発2号機（宮城県）					○	
H26. 2. 14	中部電力	B	浜岡原発4号機（静岡県）						

※上表のPは加圧水型（PWR）、Bは沸騰水型（BWR）の略  
原子力規制委員会において、プラント審査チーム体制の見直しも検討中

## 資料1

## 中国電力（株）島根原子力発電所2号機の申請内容に係る主要な論点

新規制基準に対して提出された原子炉設置変更許可申請等に関し、これまでの審査会合やヒアリングを通じて確認した結果、主要な論点を以下の通り指摘する。これらについては、特に今後詳細な説明を求める。なお、これらは、現時点におけるものであり、今後の審査の進捗により変更が有り得る。

## (地盤・地震関係)

1. 敷地の地下構造を把握するのに実施した調査・分析について、特異な傾向の有無を確認するため、全ての評価結果を提示すること。
2. 策定している基準地震動の妥当性等を検証するため、原子炉建屋基礎版上で得られた地震観測記録を号機間で比較すること。
3. 敷地内で認められるシームについて、新第三紀中新世の南北圧縮応力場での褶曲運動に伴う層面すべりで形成されたとする解釈のみでなく、シームそのものに関する地質学的な証拠をもって、詳細に説明すること。
4. 突道断層の端部評価に当たって実施された地質調査地点について、その調査位置及び手法の妥当性を検証すること。
5. 断層モデルによる地震動評価を行う際に用いるプログラムは、その適切性に留意しつつ、より保守的な評価となっていることを検証すること。
6. 「震源を特定せず策定する地震動」に関して、基準地震動評価ガイドにある地震観測記録収集対象事例の16地震について、観測記録等の分析・評価を実施すること。

## (火山関係)

7. 敷地への火砕流等の到達の有無に関して、詳細な地形・地質調査結果を提示すること。

## (津波関係)

8. 島根県による佐渡島北方沖の最大規模の地震による津波評価の結果に関し、基準津波への反映について検討すること。
9. 津波の評価について、波源の位置、波源の特性等の設定に関わる検討内容を示すこと。
10. 陸上地すべり、海底地すべり、山体崩壊等の津波発生要因との組合せについて、その考慮の必要性を検討した結果を提示すること。

(プラント関係)

11. (竜巻) 竜巻影響評価に関し、基準竜巻設定の信頼性(考慮している地域等)や飛来物への防護策に関する妥当性等を説明すること。
12. (火山) 降下物(火山灰)の性状を踏まえた建物、機器への影響を説明すること。また、積雪との重畳について説明すること。
13. (内部火災) 火災防護対策の区画設定、火災感知設備、消火設備等の妥当性を説明すること。
14. (内部溢水) ①循環水ポンプ停止及び復水器水室出入口弁閉止インターロックの設置、②主蒸気隔離弁漏えい制御系(MSLC)の撤去、③主蒸気隔離弁(MSIV)閉止インターロックの追加による、既存施設への影響について説明すること。
15. 確率論的リスク評価(PRA)の手法及び実施結果について、説明すること。
16. PRAの実施結果を踏まえ、重大事故等対策の有効性評価における事故シーケンスグループ抽出等の妥当性、格納容器破損モード等に関する評価の十分性、対策に用いられる資機材や体制整備・手順等に関する妥当性について、プラントの特徴を踏まえて検討の上、説明すること。
17. 重要事故シーケンス及び評価事故シーケンスに対する対策等のシナリオ(事故状態、使用できる設備等)を想定する際の深層防護の考え方について説明すること。
18. 可搬型重大事故等対処設備の台数の考え方について説明すること。
19. 格納容器圧力逃がし装置(フィルタベント)の基本性能(除染係数、排気を妨げる要因がないこと等)の根拠となる実験データ等を説明すること。
20. 格納容器圧力逃がし装置の運用方法、各運用方法に応じた放射性物質除去性能、作業環境、操作性等の成立性を説明すること。事故後の周辺作業環境等復旧作業を制約する要因がないことを説明すること。
21. 格納容器圧力逃がし装置使用時の一般公衆の被ばくをできる限り低減する方策が取られていることを説明すること。特に、水で除去が困難なガス状放射性物質の低減対策について検討の上、説明すること。
22. プルーム通過中に中央制御室内の防護装置に避難している間、プラントの運転操作ができなくても支障がないことを説明すること。
23. 大規模損壊時等の対策に用いられる資機材や体制整備・手順等に関する妥当性について、プラントの特徴を踏まえて検討の上、説明すること。
24. 安全を確保・向上させるための原子炉主任技術者等の権限・体制、協力会社を含め全社的体制を説明すること。

平成26年2月21日  
原子力安全対策課

原子力災害対策指針等の改正に加え、原子力防災訓練による検証結果、避難時間の推計等を反映させるため鳥取県地域防災計画(原子力災害対策編)、広域住民避難計画の修正検討を進めています。

1 鳥取県地域防災計画(原子力災害対策編)の修正項目等

(1) 緊急事態区分(EAL)の設定

発災時の原子力施設の状況に応じて警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態等を設定し、住民防護措置、モニタリング等実施すべき措置を規定

(2) 緊急時モニタリング体制の見直し

国の総括の下、地方公共団体等が連携し、緊急時モニタリングセンターを立ち上げ実施

(3) 運用上の介入レベル(OIL)の設定

空間線量率等に応じて避難等を決定するための基準である運用上の介入レベル(OIL)を設定し、避難、一時移転等の緊急事態応急対策を実施

(4) 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備

(5) 輸送手段の複層化及び輸送手段の配分

(6) 今後の課題

国の原子力災害対策指針において、今後改定が見込まれる事項への対応(人形峠環境技術センターの緊急事態区分及びEPZの見直し等)

2 鳥取県広域住民避難計画の修正項目等

(1) 鉄道、海路及び空路による避難を追記

- ・鉄道、船舶、航空機、ヘリコプターを避難手段として追加
- ・確実かつ効率的な避難を行うためには、自家用車及びバスによる避難を基本としつつ、鉄道、海路、空路のそれぞれの特性を踏まえた上で、最適な避難手段を決定する。

輸送手段	特性(メリット)	留意すべき点
共通事項	大量または迅速な輸送が可能	確実に確保できるとは限らない。
鉄道	大量輸送が可能。渋滞の影響を受けない(定時運行が可能)	JR境線は単線であり、運行に限界がある。地震による影響を受ける。
船舶	大量輸送が可能。渋滞の影響を受けない。	大型艦船は接岸に制約がある。天候や地震による影響を受ける。
航空機	遠隔地までの速やかな輸送	天候による影響を受ける。
ヘリコプター	固定翼機に比べ離発着可能箇所が多い。	輸送可能数が限定的。天候による影響を受ける。

(2) 段階的避難の最適化

- ・避難時間の推計を参考に、円滑な避難実施のための避難タイミングと避難対象区域の区割りを最適化
- ・段階的避難による渋滞の回避(平均走行時間の短縮=避難移動中の被ばくリスクの低減)

(3) 今後の課題

避難者の輸送手段(バス等)、避難行動要支援者の避難に必要な人員、福祉車両の確保。住民に対する分かり易い広報の実施。広域住民避難計画の継続的な改善。

3 今後のスケジュール(予定)

パブリックコメント 2月下旬から3月中旬

鳥取県防災会議 3月下旬